

# 政策評価実施結果報告書

～ 国家公安委員会 警察庁における政策評価の結果及びこれらの結果の政策への反映状況～

平成 19 年 7 月

国家公安委員会・警察庁

# 目 次

1	事前評価	1
2	事後評価	1
(1)	実績評価	1
(2)	総合評価	14
(3)	平成 17 年に評価書を作成したものうち、平成 18 年に新たに政策に反映した 事項のあるもの	14
ア	事業評価	14
イ	総合評価	15

## 1 事前評価

該当する政策なし

## 2 事後評価

### (1) 実績評価

基本目標1 生活の安全と平穏を確保する	
1	<p><b>業績目標 (評価期間)</b></p> <p>1 警察安全相談の充実強化 (5年間 :平成13年から17年まで)</p>
	<p><b>業績指標</b></p> <p>警察に寄せられた相談について、取扱件数を継続的に測定するとともに、相談の対応事例を把握すること等により、その対応状況を把握する。 地方公共団体の相談機関、弁護士会、医師会等関係機関との連携により解決した事例や連絡協議会の開催等の連携状況を継続的に把握する。 警察安全相談に従事している職員数を把握する。</p>
	<p><b>政策評価の結果の概要</b></p> <p>警察安全相談の取扱件数は増加傾向にあり、平成14年以降は年間100万件を超える高い水準で推移したが、多岐にわたる相談を迅速かつ的確に解決するため、警視庁及びすべての道府県警察本部において関係機関・団体との相談ネットワークを構築するなど関係機関との連携を進展させるとともに、非常勤職員である警察安全相談員の採用等により警察安全相談に対する体制を強化し、国民から寄せられた相談について解決を図った。 これらのことから、警察安全相談は充実強化されたものと認められる。</p>
	<p><b>政策評価の結果の政策への反映状況</b></p> <p>関係団体との連絡会議を開催するなど、警視庁及び道府県警察本部において構築された関係機関・団体との相談ネットワークの連携強化に向けた取組みを推進することとした。 相談を受ける際に必要なカウンセリング能力等を修得させることを目的とした研修(警察安全相談実務専科)を引き続き実施することとした。 ・警察安全相談実務専科 平成19年度概算要求 1.9百万円(平成18年度予算 1.9百万円) 相談受理体制の更なる充実強化を図るため、非常勤職員である警察安全相談員の導入に関する経費を平成19年度地方財政計画において要望。</p>
2	<p><b>業績目標 (評価期間)</b></p> <p>2 ストーカー事案及び配偶者からの暴力事案への適切な対応の推進 (5年間 :平成13年から17年まで)</p>
	<p><b>業績指標</b></p> <p>ストーカー規制法に基づく検挙件数、警告件数等を継続的に測定する。 ストーカー規制法に基づく援助の実施件数を継続的に測定する。 警察が配偶者からの暴力事案に対応した際に作成する配偶者からの暴力相談等対応票の作成件数(認知件数)を継続的に測定することなどにより、対応状況を把握する。 配偶者暴力防止法に係る保護命令違反の検挙件数を継続的に測定する。 地方公共団体の相談機関、弁護士会、医師会等関係機関・団体との連絡協議会の開催等の連携状況を把握する。</p>
	<p><b>政策評価の結果の概要</b></p> <p>ストーカー事案については、ストーカー規制法の適用によるストーカー行為者に対する検挙件数及び警告件数並びにストーカー規制法に基づく援助の実施件数は増加した。また、配偶者からの暴力事案については、配偶者からの暴力相談等対応票の作成件数及び配偶者暴力防止法に係る保護命令違反の検挙件数が増加した。さらに、ストーカー事案に関する連絡協議会及び配偶者からの暴力事案に関する連絡協議会がすべての都道府県に設けられるなど関係機関との連携が進展した。これらのことから、ストーカー事案及び配偶者からの暴力事案への適切な対応は推進されたものと認められる。 一方で、ストーカー事案や配偶者からの暴力事案の相談を受理し対応していたにもかかわらず、相談者がストーカー行為を行っていた男性に殺害されるという重大な被害が生じた事例もあり、より適切な対応を図るための取組みを推進する必要がある。</p>
	<p><b>政策評価の結果の政策への反映状況</b></p> <p>相談事案への組織的対応、被害者の真意を見極め及びこれを踏まえた積極的な対応を推進することとした。 相談を受ける際に必要なカウンセリング能力等を修得させることを目的とした研修(ストーカー 配偶者暴力対策実務専科)を引き続き実施することとした。 ・ストーカー 配偶者暴力対策実務専科 平成19年度概算要求 7.1百万円(平成18年度予算 7.1百万円)</p>

3	業績目標 (評価期間)	3 安全・安心まちづくりの推進(5年間:平成13年から17年まで)
	業績指標	スーパー防犯灯(街頭緊急通報システム)設置区域における犯罪の発生状況、スーパー防犯灯の活用状況及び住民の安心感の度合いを把握する。 防犯基準等に適合した道路・公園・共同住宅等の普及状況及び犯罪の発生状況を把握する。 関係機関・団体との連携状況を把握する。
	政策評価の結果の概要	スーパー防犯灯の設置区域において犯罪が減少するとともに、不安感の解消は測定することが困難であるものの、意識調査結果によると、設置区域に居住する住民の犯罪に対する不安感は一定程度解消された。また、防犯基準に適合した共同住宅等の普及が進み、警察に加え関係省庁や業界団体が連携して防犯基準の策定等の各種対策を講ずるなど、事業者による自主防犯対策が促進されるとともに、関係機関・団体との連携も進展した。 これらのことから、安全・安心まちづくりは推進されたものと認められる。
	政策評価の結果の政策への反映状況	評価の結果を踏まえ、安全・安心まちづくりを推進するための経費を概算要求。 ・犯罪高密度地区に対する犯罪抑止対策 平成19年度概算要求:178百万円(平成18年度予算:242百万円) ・子どもを守る防犯ボランティア支援事業の推進 平成19年度概算要求:154百万円(平成18年度予算:128百万円)等
4	業績目標 (評価期間)	4 地域住民に身近な犯罪の予防・検挙活動の推進 (5年間:平成13年から17年まで)
	業績指標	地域警察官による刑法犯検挙人員を継続的に測定する。 地域警察官の職務質問による刑法犯検挙件数を継続的に測定する。 職務質問技能指導員の活動状況を把握する 交番の警察官配置状況を継続的に測定する。 交番相談員が配置されている交番数を継続的に測定する。 交番・駐在所連絡協議会等により把握した問題等の解決状況を把握する。
	政策評価の結果の概要	地域警察官による刑法犯検挙人員及び地域警察官の職務質問による刑法犯検挙件数が増加したほか、職務質問技能指導員の活動によって職務質問による検挙につながった事例がみられた。また、交番勤務員の増配置及び交番の配置見直しにより、交番の警察官の配置状況が改善したほか、交番相談員が配置される交番数も増加した。さらに、交番・駐在所連絡協議会等により把握した問題等が解決された事例がみられた。 これらのことから、地域住民に身近な犯罪の予防・検挙活動は推進されたものと認められる。 今後とも国民の犯罪に対する不安感を軽減するため、地域に密着した形で行われる地域警察官によるパトロールを始めとする街頭活動等を強化するとともに、その体制の確立を図ることにより、犯罪の抑止と検挙に努める。また、国民に信頼される強じんな執行力を備えた精強な第一線を構築するため、現場執行力の向上、装備資機材の整備等を図る。 国民からの要望の強い空き交番の解消については、19年春を目途に実現できるよう取り組みを進める。
	政策評価の結果の政策への反映状況	国民に信頼される強じんな執行力を備えた精強な第一線を構築するため、必要な経費を概算要求。 ・防刃衣の整備 平成19年度概算要求:258百万円(平成18年度予算:242百万円) ・防弾衣の整備 平成19年度概算要求:123百万円(平成18年度予算:121百万円) 地域警察の体制の整備のため、平成19年度地方財政計画において、必要な経費の措置を要望。 ・交番相談員の導入に要する経費 ・テレビ電話システムの導入に要する経費等 地域警察の体制の確立のため地方警察官の増員を要求。

5	業績目標 (評価期間)	5 少年非行防止総合対策の推進(5年間:平成13年から17年まで)
	業績指標	<p>刑法犯少年の検挙人員、少年相談の件数及び補導人員を継続的に測定する。  覚せい剤事犯及びシンナー等の乱用による少年の検挙人員並びに薬物乱用に係る不良行為の補導人員を継続的に測定する。  少年サポートセンター等による街頭補導活動、少年の居場所を提供すること等による立ち直り支援活動等及びボランティア活動の活性化の状況を把握する。  関係機関・団体との連携状況を把握する。  薬物乱用防止教室の開催実績、薬物乱用防止広報車の活用実績及び薬物乱用に関する相談の受理件数を継続的に測定する。  犯罪その他少年の健全な育成を阻害する行為により被害を受けた少年に対する支援の状況を把握する。  出会い系サイト規制法の施行状況を把握する。  フィルタリングシステム( )の普及促進を図るための広報啓発活動及びボランティアによる有害環境を浄化する活動の推進状況を把握する。  受信側がインターネット上の違法・有害な表現が含まれた情報を受信するかどうかを選択できるシステム  暴力団等関係者が関与する事犯、児童買春・児童ポルノ禁止法違反等の福祉犯の取締りの状況を把握する。</p>
	政策評価の結果の概要	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 平成15年まで増加した刑法犯少年の検挙人員は16年、17年と減少し、凶悪犯及び粗暴犯の検挙人員は減少した。また、不良行為少年の補導人員は増加し、重大な非行の前兆となり得る不良行為の早期発見に努める街頭補導活動が強化された。</li> <li>2 立ち直り支援活動やボランティア活動への取組みが推進され、暴走族の元構成員である少年らによるボランティア団体が結成された事例もみられた。また、非行防止教室の実施等を通じた関係機関・団体との連携強化も図られた。少年サポートセンターについては、警察施設以外の施設への移転が推進されるなど、少年や保護者等が利用しやすい環境の整備が図られた。</li> <li>3 薬物乱用防止教室を開催するなどして少年による薬物乱用防止対策に取り組んだところ、薬物乱用に関する少年相談の受理件数や、覚せい剤事犯、シンナー等乱用による少年の検挙人員及び薬物乱用に係る不良行為による補導人員は減少した。</li> <li>4 被害少年に対して、継続的にカウンセリングを行うなどしており、また、少年サポートセンターの民間施設等への移転も促進されるなど、被害少年に対する支援が適切に行われている。</li> <li>5 14年まで増加していた出会い系サイトに関係した事件の被害者数が、出会い系サイト規制法が施行された15年以降に減少するなど、出会い系サイトに係る犯罪被害の防止に一定の効果が認められた。また、非行防止教室等を活用したフィルタリングシステムの普及促進を図るための広報啓発活動等の取組みも進展した。</li> <li>6 福祉犯の検挙人員が減少したものの、児童買春・児童ポルノ禁止法違反の検挙件数・検挙人員が増加しており16年に同法が改正されたことを踏まえ、児童買春や児童ポルノに対する取締りを強化した効果が認められる。</li> <li>7 これらのことから、少年非行防止総合対策は推進されたものと認められる。</li> </ol>

<p>政策評価の結果の政策への反映状況</p>	<p>少年が簡単にインターネット上で性や暴力等に関する情報を入力できる社会環境等の少年に悪影響を与える環境の改善、家庭・学校・地域住民が一体となった居場所づくり等の立ち直り支援活動を進めることとした。</p> <p>とりわけ、出会い系サイトに関する児童買春等の被害児童数が依然として高水準で推移していることから、引き続き、児童買春事犯等の福出犯の取締りを推進するとともに、大手出会い系サイト業者に対する掲示板への書き込み等に係る監視体制の強化や児童の利用防止などに係る指導、携帯電話におけるフィルタリングの普及促進に向けた取組みなど、子どもを取り巻く有害環境対策の充実及び被害防止のための広報啓発活動を行うこととした。</p> <p>非行少年の立ち直り支援として、関係機関と連携した少年の居場所づくり等を引き続き推進するとともに、非行を犯した少年の再非行を抑制する取組みを充実強化することとした。さらに、学校等における薬物乱用防止教室等の開催等少年の薬物乱用防止対策を、今後も継続的に推進することとした。</p> <p>少年非行防止総合対策を推進するための経費を概算要求。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 子どもを犯罪に巻き込むおそれのあるインターネット環境対策等の充実強化 平成19年度概算要求:17百万円(新規)</li> <li>・ 非行少年等の立ち直り支援の充実強化 平成19年度概算要求:17百万円(新規)</li> </ul>
<p>6</p> <p>業績目標 (評価期間)</p> <p>業績指標</p>	<p>6 風俗営業の健全化と風俗環境の浄化(3年間:平成15年から17年まで)</p> <p>風俗営業について、風営法に基づく行政処分件数を継続的に測定するなどにより、その行政処分状況を把握する。</p> <p>風俗関係事犯について、検挙件数を継続的に測定するなどにより、その検挙状況を把握する。</p> <p>売春関係事犯について、検挙件数を継続的に測定することなどにより、その検挙状況を把握する。</p> <p>風俗関係事犯に関与した外国人女性の人数を継続的に測定すること等により、その検挙状況を把握する。</p> <p>関係機関・団体やボランティアとの連携によりピンクピラ等の除去活動を行った事例等を把握する。</p>
<p>政策評価の結果の概要</p>	<p>禁止区域等での店舗型風俗特殊営業による風営法違反及びばちんこ遊技機の不正改造事犯は横ばいであったが、風営法に基づく行政処分件数並びに風営法違反、街娼型売春事犯及び遊技機使用賭博事犯の検挙件数は増加し、遊技機規則改正後の新基準に適合した遊技機の設置台数も増加した。また、人身取引事犯の検挙件数、検挙人員及び保護された被害女性の数は年々増加した。さらに、関係機関等と連携した除却活動により警察によるピンクピラの押収枚数も大きく減少した。これらのことから、風俗営業の健全化及び風俗環境の浄化はおおむね推進されたものと認められる。</p> <p>一方で、派遣型売春事犯の検挙件数・人員が減少していることから、より積極的な取締りを行う必要がある。</p>
<p>政策評価の結果の政策への反映状況</p>	<p>風営法の適正かつ積極的な運用により引き続き、風俗営業者等に対する行政処分及び違法行為に対する取締りを推進することとした。また、風俗関係事犯等取締り強化期間を設定し、派遣型売春事犯の取締り等の重点事項について、各都道府県の風俗実態に即した効果的な取締りを推進することとした。</p>
<p>7</p> <p>業績目標 (評価期間)</p>	<p>環境犯罪対策の推進(5年間:平成13年から17年まで)</p>
<p>業績指標</p>	<p>産業廃棄物事犯について、検挙件数を継続的に測定するなどにより、その検挙状況を把握する。</p> <p>産業廃棄物の不法投棄件数を継続的に測定する。</p> <p>環境行政部局に対する働き掛けによる産業廃棄物事犯の原状回復事例等を把握する。</p>
<p>政策評価の結果の概要</p>	<p>産業廃棄物事犯の検挙件数及び検挙事件数並びに産業廃棄物不法焼却事犯の検挙事件数が増加傾向にあり、産業廃棄物の不法投棄件数が減少傾向にある。また、産業廃棄物事犯の検挙事件のうち原状回復された事件の数も増加傾向にある。</p> <p>これらのことから、環境犯罪対策は推進されたものと認められる。</p>
<p>政策評価の結果の政策への反映状況</p>	<p>環境保全を求める国民の要望にこたえるため、環境行政部局等との連携を図りながら、引き続き環境犯罪対策を推進することとした。</p>

8	業績目標 (評価期間)	8 正常な経済活動を確保するための諸対策の推進 (3年間 :平成15年から17年まで)
	業績指標	<p>ヤミ金融事犯について、検挙事件数及び検挙人員を継続的に測定すること等により、その検挙状況を把握する。</p> <p>ヤミ金融事犯について、被害人員等及び被害額等を継続的に測定すること等により、その被害の発生状況を把握する。</p> <p>特定商取引等事犯について、検挙事件数及び検挙人員を継続的に測定するなどにより、その検挙状況を把握する。</p> <p>特定商取引等事犯について、被害人員等及び被害額等を継続的に測定するなどにより、その被害の発生状況を把握する。</p> <p>知的財産権侵害事犯について、検挙事件数及び検挙人員を継続的に測定すること等により、その検挙状況を把握する。</p> <p>ネットワーク利用事犯の検挙状況を継続的に測定する。</p> <p>弁護士会、都道府県等との合同座談会の開催、権利者と連携した広報啓発活動等関係機関・団体との連携状況を継続的に把握する。</p>
	政策評価の結果の概要	<p>ヤミ金融事犯の検挙事件数及び検挙人員は、ヤミ金融対策法が成立したことを受け、取締りを強化した結果、平成15年は2年に統計を取り始めて以降最多となり、その後4年と比べ高い水準で推移した。なお、ヤミ金融被害の状況を直接的に表す指標ではないが、警察安全相談における金融関係取引に関する相談件数や国民生活センター等に寄せられた多重債務に関する相談件数は16年、17年と減少しており、ヤミ金融に係る被害が減少している状況がつかえる。特定商取引等事犯の検挙事件数及び検挙人員は、16年、17年と増加し、知的財産権侵害事犯の検挙事件数及び検挙人員も増加した。また、関係機関・団体との連携も進展した。</p> <p>これらのことから、正常な経済活動を確保するための諸対策は推進されたものと認められる。</p>
政策評価の結果の政策への反映状況	<p>ヤミ金融事犯、特定商取引等事犯、知的財産権侵害事犯及びネットワーク利用事犯について、引き続き、適切な取締りを推進するとともに、関係機関・団体との適切な連携を推進することとした。</p>	
基本目標2 犯罪捜査を的確に推進する		
9	業績目標 (評価期間)	1 重要犯罪に対する捜査等の推進 (3年間 :平成15年から17年まで)
	業績指標	<p>重要犯罪の認知 検挙状況を継続的に測定することにより、その検挙状況を把握する。</p> <p>広域化する犯罪に対応するための捜査用資機材の整備状況を把握する。</p> <p>合同・共同捜査の推進状況を把握する。</p> <p>コンビニエンスストアを対象とした侵入強盗事件の認知 検挙状況を継続的に測定する。</p> <p>コンビニエンスストアの防犯対策の推進状況を把握する。</p>
	政策評価の結果の概要	<p>重要犯罪の認知件数が減少し、検挙率は向上した。また、広域化する犯罪に対応するための捜査用資機材の整備が進み、合同・共同捜査も的確に推進され、社会的反響の大きい事件を検挙した事例もみられる。さらに、コンビニエンスストアにおける防犯対策も推進され、コンビニエンスストアを対象とした侵入強盗事件の認知件数は減少傾向にあり、検挙件数は増加した。これらのことから、重要犯罪に対する捜査等はおおむね推進されたものと認められる。</p> <p>一方で、重要犯罪の検挙件数が横ばいで推移していることから、検挙を向上させるための取組を強化する必要がある。</p>

	政策評価の結果の政策への反映状況	<p>子どもを対象とした重要凶悪事件の発生、重要犯罪全体の検挙件数の横ばいでの推移等、国民の治安に対する不安を払拭するに至っていないと考えられることから、引き続き捜査等の推進に関する施策を講ずる必要があり、自動車ナンバー自動読取システムを含めた捜査用資機材の充実を図るほか、プロファイリングの導入促進等捜査支援システムの効果的な活用、合同・共同捜査の推進等を継続することとした。</p> <p>コンビニエンスストア・スーパーマーケットの防犯対策についても、15年12月に策定した防犯基準の周知・履行状況等の調査を実施し、その結果に基づき業界団体へ指導を推進し、防犯設備(防犯カメラ、カラーボール等)の整備を促進することとした。</p> <p>評価の結果を踏まえ、重要犯罪に対する捜査等を推進するための経費を概算要求。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>自動車ナンバー自動読取システムの整備・拡充 平成19年度概算要求:2,441百万円(平成18年度予算2,841百万円)</li> <li>捜査特別報奨金制度の導入 平成19年度概算要求:10百万円(新規)</li> </ul>
10	業績目標(評価期間)	2 特定重要窃盗犯に対する捜査等の推進(5年間:平成13年から17年まで)
	業績指標	<p>特定重要窃盗犯について、関連する事犯の認知・検挙件数を継続的に測定するなどにより、その検挙状況を把握する。</p> <p>関係機関との連携状況を把握する。</p>
	政策評価の結果の概要	<p>特定重要窃盗犯の認知件数はいずれも減少した。ピッキング用具を使用する侵入窃盗及び自動車盗については、検挙率が上昇し、暴力団関係者や来日外国人らによる窃盗組織を壊滅した事例もみられた。また、ひったくりについても、検挙率は一定の水準を保った。さらに、イモビライザ( )装着車種の数が増加するなど関係機関との連携による効果的な取組み事例もみられた。これらのことから、特定重要窃盗犯に対する捜査等はおおむね推進されたものと認められる。</p> <p>一方で、ひったくりの検挙件数が減少していることから、より積極的な検挙活動を推進する必要がある。</p> <p>現在、盗難防止に最も有効とされる電子式移動ロック装置であり、エンジンキーに埋め込まれている送信機のIDコードと車両本体内の電子制御装置にあらかじめ登録されたIDコードが一致しなければ、エンジンが始動しない仕組みとなっている。</p>
	政策評価の結果の政策への反映状況	<p>ひったくりの検挙件数が減少しており、また、広域にわたる来日外国人グループ等による組織的な侵入盗や暴力団員等による組織的な自動車盗等の組織窃盗事件は依然として多発しており、国民の不安は払拭されるに至っていないと考えられることから、今後も捜査用資機材や捜査支援システムの充実を図るとともに、その効果的な活用を推進するなどの施策を継続することとした。また、関係機関との連携については、防犯効果や被害車両の不正輸出防止等の効果を一層高めるため、引き続き推進することとした。</p> <p>評価の結果を踏まえ、特定重要窃盗犯に対する捜査等を推進するための経費を概算要求。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>自動車ナンバー自動読取システムの整備・拡充 平成19年度概算要求2,441百万円(平成18年度予算2,841百万円)</li> </ul>
11	業績目標(評価期間)	3 政治的・構造的不正の追及の強化(3年間:平成15年から17年まで)
	業績指標	<p>政治的・構造的不正事案の検挙事件数を継続的に測定するなどにより、その検挙状況を把握する。</p> <p>政治的・構造的不正の追及の強化を図るための取組状況を把握する。</p>
	政策評価の結果の概要	<p>捜査指揮官や捜査員に対する教育の実施や刑罰法令の適用等に関する指導により政治的・構造的不正事案の検挙件数は平成16年以降増加し、また、社会的反響の大きな事件を検挙した。</p> <p>一方で、贈収賄事件の検挙事件数が減少していることから、不正の追及を強化する必要がある。</p>
	政策評価の結果の政策への反映状況	<p>引き続き、捜査体制の整備や捜査員の育成強化に加え、不正の実態に応じて刑罰法令を幅広く適用するよう指導するなどして不正の追及を強化することとした。</p> <p>評価の結果を踏まえ、政治的・構造的不正の追及の強化のための経費を概算要求。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>知能情報関係執務資料の印刷製本 平成19年度概算要求2.3百万円(平成18年度予算2.3百万円)</li> </ul>



12	業績目標 (評価期間)	4 告訴・告発への取組の強化(5年間:平成13年から17年まで)
	業績指標	告訴・告発の受理・処理件数を継続的に測定するなどにより、その取扱状況について把握する。 告訴・告発の取扱いの適正化と迅速的確な捜査の推進を図るための取組状況を把握する。
	政策評価の結果の概要	告訴・告発の未処理件数が減少した。また、評価期間中に告訴・告発の受理・処理に係る不適正事案を理由とした懲戒処分もなかった。さらに、捜査体制の充実、強化により、迅速・的確な捜査が実施された例が見られるとともに、指導・教育の実施や評価の見直し等の取組もなされた。
	政策評価の結果の政策への反映状況	今後、捜査体制を確保するなどして、迅速的確な捜査の推進に努めるとともに、都道府県警察に対する業務指導の強化や捜査員の能力向上のための教育をより一層徹底し、告訴・告発の受理・処理の一層の適正化を図ることとした。 評価の結果を踏まえ、告訴・告発への取組の強化のための経費を概算要求。 ・ 告訴・告発専科の実施 平成19年度概算要求 1.8百万円(平成18年度予算 1.8百万円)
13	業績目標 (評価期間)	5 科学的・合理的な捜査の推進(5年間:平成13年から17年まで)
	業績指標	科学技術の発達に応じた捜査用資機材・鑑識資機材の整備状況(台数)を把握する。 各種捜査用資機材・鑑識資機材の活用状況を把握する。 DNA型鑑定の活用状況を把握する。
	政策評価の結果の概要	捜査用資機材・鑑識資機材の整備が進み、犯罪捜査における活用件数も増加した。また、DNA型鑑定を実施した事件数が増加し、事件の解決に貢献した事例もみられた。これらのことから、科学的・合理的な捜査は推進されたものと認められる。
	政策評価の結果の政策への反映状況	評価の結果を踏まえ、科学的・合理的な捜査を一層推進していくため、DNA型鑑識検索システムのオンライン化に向けた最適化計画を作成するとともに、各種捜査用資機材・鑑識資機材の整備・充実を図ることとした。 評価の結果を踏まえ、DNA型鑑定の強化に要する経費等を概算要求。 ・ DNA型鑑定の強化 平成19年度概算要求 1,166百万円(平成18年度予算 863百万円) ・ ライブスキャナ( )の更新 平成19年度概算要求 449百万円(平成18年度予算 593百万円) 指掌紋を光学的に採取し、指掌紋情報を電子データ化して記録及び伝送する装置であり、全国をオンライン化することで、指掌紋の登録・照会業務を迅速に行うもの。 ・ 第一線警察における科学捜査力の強化 平成19年度概算要求 300百万円(平成18年度予算 300百万円) 評価の結果を踏まえ、DNA型鑑定の推進等のための定員を要求。
基本目標3 犯罪組織の弱体化及び衰滅を図る		
14	業績目標 (評価期間)	1 民事介入暴力対策の強化(5年間:平成13年から17年まで)
	業績指標	暴力団関係相談・相談を端緒とした刑事事件検挙及び行政命令、責任者講習の開催並びに援助の措置の実施について、件数を継続的に測定するなどによりその運用状況を把握する。 民事介入暴力対策における弁護士会、暴力追放運動推進センター等との連携状況を把握する。 社会運動等標ぼうゴロ等対策の状況を把握する。
	政策評価の結果の概要	不当要求防止責任者の数が増加し、民事訴訟支援についての効果的な取組み事例が見られるなど弁護士会、暴力追放運動推進センターとの連携も図られていることから、民事介入暴力対策が強化された面も認められる。 一方で、暴力団関係相談を端緒とした事件検挙数及び行政命令の発出件数、援助の措置の件数並びに社会運動等標ぼうゴロ等の検挙件数が減少し、民事介入暴力対策の強化が不十分な面も認められる。

	政策評価の結果の政策への反映状況	<p>各種会議において、暴力団関係相談については、その内容に応じ、事件検挙、暴力団対策法による命令の発出又は暴力的要求行為等の相手方に対する援助の措置を行うように努めるなど、民事介入暴力対策をより積極的に推進するよう指示。</p> <p>平成16年12月に犯罪被害者等基本法が成立するなど、社会における犯罪被害者等への関心や地方公共団体等の責務が一層大きくなっており、暴力団等による犯罪を未然に防止するための取組を強化することが急務であることから、暴力団犯罪の被害者対策により積極的に取り組んだ。その一つの取組として、暴力団犯罪の被害者対策を積極的に推進するための経費を概算要求。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・けん銃等使用報復事件捜査支援システムの整備費用 平成19年度概算要求 46百万円(新規) 民事介入暴力対策を推進するための経費を概算要求。</li> <li>・広報啓発用ビデオ費用 平成19年度概算要求 15百万円(平成18年度予算 15百万円)</li> <li>・全国暴力追放運動中央大会開催費用 平成19年度概算要求 1百万円(平成18年度予算 1百万円)等</li> </ul>
15	業績目標(評価期間)	2 資金源対策の徹底(5年間:平成13年から17年まで)
	業績指標	<p>暴力団構成員等による資金獲得犯罪の検挙状況を把握する。</p> <p>暴力団員等が得た違法・不当な収益のはく奪について、組織的犯罪処罰法のマネー・ローンダリング罪の検挙件数を継続的に測定するなどにより、その推進状況を把握する。</p> <p>暴力団対策法に基づく中止命令及び再発防止命令について、その発出件数を継続的に測定するなどにより、活用状況を把握する。</p> <p>各種業や公共工事からの暴力団排除に係る活動状況を把握する。</p> <p>行政対象暴力の排除に係る活動状況を把握する。</p>
	政策評価の結果の概要	<p>組織的犯罪処罰法のマネー・ローンダリング罪の検挙件数や暴力団対策法に基づく中止命令及び再発防止命令の発出件数が増加した。また、各種業や公共工事からの暴力団の排除や行政対象暴力の排除のための各種取組も推進された。これらのことから、資金源対策はおおむね徹底されたものと認められる。</p> <p>一方で、暴力団構成員等による伝統的資金獲得犯罪の検挙人員数及び暴力団等に係る金融・不良債権関連事犯の検挙件数が減少していることから、より積極的な取締りを行う必要がある。</p>
	政策評価の結果の政策への反映状況	<p>犯罪対策関係会議において設置された暴力団資金源等総合対策ワーキングチームにおいて、暴力団の資金源活動に対する効果的な対策を検討し、国土交通省地方整備局等発主工事からの暴力団排除を行うなど資金源対策を積極的に推進。</p> <p>評価の結果を踏まえ、F I U(資金情報機関)の金融庁から国家公安委員会への移管及び犯罪収益移転防止対策の推進等、組織犯罪の資金源対策を徹底するための経費を概算要求。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・F I Uの移管及び犯罪収益移転防止対策の推進 平成19年度概算要求 933百万円(新規)</li> <li>・繁華街における組織犯罪集中取締対策 平成19年度概算要求 81百万円(平成18年度予算 102百万円)等</li> </ul> <p>評価の結果を踏まえ、「事業者からの届出情報を一元的に集約・分析し、国内の捜査機関等に提供するとともに、他国のF I Uとの連絡を行う機関」であるF I Uを設置するため、機構・定員を要求。</p> <p>機構要求 審議官、犯罪収益移転防止管理官、国際連携対策官、総括分析官 増員要求 30人</p> <p>犯罪による収益の移転防止に関する法律案」を第166回通常国会へ提出。 (平成19年3月29日成立)</p> <p>今後、犯罪による収益の移転防止に関し、特定事業者による顧客等の本人確認、取引記録等の保存、疑わしい取引の届出、外国為替取引に係る本人特定事項等の通知等の措置を講ずるほか、国家公安委員会が疑わしい取引の届出に係る情報の集約、整理及び分析を行うとともに、その結果を外国のF I U及び捜査機関等に提供するなど所要の措置を講ずる。</p>

16	業績目標 (評価期間)	3 暴力団等が市民社会に及ぼす危険の除去(5年間 :平成13年から17年まで)
	業績指標	<p>市民社会の大きな脅威となっている暴力団による犯罪の検挙件数等を継続的に測定することにより、取締りの状況を把握する。</p> <p>対立抗争事件及び暴力団等によると見られる銃器発砲事件について、その件数を継続的に測定するなどにより、取締りの状況を把握する。</p> <p>暴力団対策法に基づく事務所使用制限命令の発出件数を継続的に測定することなどにより、その推進状況を把握する。</p> <p>暴力団等からのけん銃の押収について、暴力団構成員等からのけん銃押収丁数を継続的に測定することにより、その推進状況を把握する。</p> <p>組織的犯罪処罰法の加重処罰件数を継続的に測定するなどにより、取締りの状況を把握する。</p>
	政策評価の結果の概要	<p>暴力団構成員等の検挙件数が増加した。暴力団対策法に基づく事務所使用制限命令の発出等により銃器を使用した不法行為の発生回数が減少するとともに、暴力団等によるとみられる銃器発砲事件数も減少した。また、組織的犯罪処罰法による加重処罰規定の適用件数が増加した。これらのことから、暴力団等が市民社会に及ぼす危険はおおむね除去されたものと認められる。</p> <p>一方で、暴力団構成員等からのけん銃の押収丁数が大幅に減少していることから、その隠匿や密輸・密売の方法の潜在化・巧妙化への対策を講ずる必要がある。</p>
	政策評価の結果の政策への反映状況	<p>暴力団構成員等からのけん銃押収を始めとした、各種事犯の取締り等を推進するための経費を概算要求。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・多機能監視カメラシステムの整備費用 平成19年度概算要求 32百万円(新規)</li> </ul> <p>対立抗争事件による一般市民の巻き添え事案等を封圧するため、一般市民が暴力団等による違法・不当な行為の被害者になった際に、損害賠償請求訴訟により当該暴力団組織代表者に対する使用者責任を追及するなどの民事訴訟支援を積極的に推進することとした。</p>
17	業績目標 (評価期間)	4 薬物密輸・密売事犯の取締りの強化(5年間 :平成13年から17年まで)
	業績指標	<p>覚せい剤、大麻及びMDMA等錠剤型合成麻薬密輸入事犯について、押収量、大量密輸入等事犯の検挙件数及び密輸入事犯の検挙件数を継続的に測定するなどにより、その取締り状況を把握する。</p> <p>税関、入国管理局等関係機関との水際対策に係る情報交換等の連携状況を把握する。</p> <p>コントロールド・デリバリー( )について、実施件数を継続的に測定するなどにより、その活用状況を把握する。</p> <p>取締り機関が規制薬物等の禁制品を発見しても、その場で直ちに検挙・押収することなく、十分な監視の下にその運搬を継続させ、関連被疑者に到達させてその者らを検挙する捜査手法</p> <p>覚せい剤密売事犯について、密売に深くかかわる暴力団構成員及び準構成員と来日イラン人による営利犯の覚せい剤事犯検挙人員を継続的に測定するなどにより、その取締り状況を把握する。</p> <p>麻薬特例法について、適用件数を継続的に測定するなどにより、その活用状況を把握する。</p>
	政策評価の結果の概要	<p>覚せい剤、大麻及びMDMA等合成麻薬の大量密輸入等事犯及び密輸入事犯の検挙件数は年によって増減がみられたものの、それらの押収量は高水準で推移した。関係機関との水際対策に係る情報交換等の連携も進展した。また、コントロールド・デリバリーの運用や麻薬特例法の適用も定着した。減少傾向にあった暴力団構成員等の検挙人員が平成17年には増加した。これらのことから、薬物密輸・密売事犯の取締りはおおむね強化されたものと認められる。</p> <p>一方で、17年中の覚せい剤の押収量が大幅に減少しており、また、来日イラン人による覚せい剤事犯については、13年及び14年の集中取締りにより繁華街における密売が低調となるなどの一定の効果がみられるものの、来日イラン人密売人が活動拠点を地方に移すなど、警察の取締りへの対抗措置を講じたことなどにより、検挙人員が減少傾向にあることから、より積極的・効果的な取締りを推進する必要がある。</p>

<p>政策評価の結果の政策への反映状況</p>	<p>評価の結果を踏まえ、薬物犯罪組織の壊滅に向けた取締りを推進するための経費を概算要求。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・薬物取締用車の増強整備 平成19年度概算要求 39百万円 (平成18年度予算 :47百万円)</li> <li>・画像情報システム 暗視付高精度デジタルビデオカメラの整備 平成19年度概算要求 41百万円 (平成18年度予算 :40百万円)</li> <li>・C D 捜査用資機材等捜査資機材の整備 平成19年度概算要求 7.7百万円 (新規)</li> </ul> <p>引き続き、薬物犯罪組織に対する視察内偵を強化するとともに、国内外の関係機関と連携した水際対策、暴力団対策部門や来日外国人犯罪対策部門と連携した取組を強化することとした。</p> <p>巧妙化する薬物密売組織による密輸・密売に対処するため、関係省庁間で意見交換を行うなどにより、通信傍受やコントロールド・デリバリーを始めとする捜査手法の効果的な活用及び高度化を図ることとした。</p> <p>第12回アジア・太平洋薬物取締会議 (ADEC) (平成19年2月開催。例年警察庁が主催) において、密輸入事犯に焦点を当てた主題を選定し、密輸の現状及びこれに対抗するための捜査手法等について、関係各国との情報交換及び協議を行った。</p> <p>薬物関係国際会議等において、北朝鮮ルートの覚せい剤密輸に関し、捜査の結果等により判明した北朝鮮の国家的関与について発表し、国際社会の協力を要請するとともに、第50回麻薬委員会 (平成19年3月開催) において採択された微量成分分析の捜査への活用に関する決議には、提案の段階から積極的に関与するなど、我が国への薬物密輸入の阻止に向け、国際的な薬物取締体制の強化に努めた。</p>
<p>18 業績目標 (評価期間)</p>	<p>5 けん銃密輸 密売事犯の取締りの強化 (5年間 :平成13年から17年まで)</p>
<p>業績指標</p>	<p>けん銃の密輸 密売事件について、けん銃及びけん銃部品の密輸入事件に係る摘発件数・押収丁数、国内におけるけん銃の押収丁数を継続的に測定するなどにより、その摘発状況を把握する。</p> <p>税関、海上保安庁、入国管理局との合同訓練、合同キャンペーン、合同サーチ等国内の関係機関との連携状況を把握する。</p> <p>国外の銃器取締り関係機関との連携状況を把握する。</p>
<p>政策評価の結果の概要</p>	<p>けん銃及びけん銃部品の密輸入事件に係る摘発件数・押収丁数はおおむね横ばいで推移したが、税関、海上保安庁等との連携による合同サーチの実施回数が増加し、国内の関係機関との捜査協力や国外の関係機関との情報提供によりけん銃密輸入事件を検挙するなど、それらの機関との連携も図られている。これらのことから、けん銃密輸・密売事犯の取締りはおおむね強化されたものと認められる。</p> <p>一方で、国内におけるけん銃の押収丁数が減少していることから、その隠匿や密輸・密売の方法の潜在化・巧妙化への対策を講ずる必要がある。</p>
<p>政策評価の結果の政策への反映状況</p>	<p>評価の結果を踏まえ、けん銃密輸 密売事犯の取締り強化につながる広報啓発のための経費を概算要求。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・銃器犯罪根絶の集いの開催 平成19年度概算要求 :1百万円 (平成18年度予算 :1百万円)</li> <li>・インターネット上のポータルサイトを利用した薬物銃器関連の辞収集 平成19年度予概算要求 :7百万円 (平成18年度予算 :8百万円)</li> <li>・銃器対策用パンフレットの作成 平成19年度概算要求 :4.5百万円 (平成18年度予算 :4.5百万円)</li> </ul> <p>暴力団等の犯罪組織による組織的な密輸・密売事犯の摘発強化等を重点として「けん銃取締り特別強化月間」を実施 (平成18年10月) し 86丁のけん銃を押収したほか、国内外の関係機関との更なる連携に努めた。また、潜在化・巧妙化する組織的な密輸・密売事犯の摘発に有効な通信傍受やコントロールド・デリバリー等の捜査手法の活用を推進するため、各都道府県の警察官を対象に銃器捜査技術専科を開催 (平成18年12月) した。</p> <p>銃器犯罪の根絶と違法銃器の排除を広く国民に呼びかけるため、第12回銃器犯罪根絶の集い・茨城大会」を開催 (平成18年10月) したほか、国民に対して、けん銃摘発のための情報提供を促すため、インターネット上のポータルサイトを利用するなど様々な媒体を活用した広報啓発活動に努めた。</p>

19	業績目標 (評価期間)	6 来日外国人犯罪対策の推進(5年間:平成13年から17年まで)
	業績指標	来日外国人犯罪について、検挙件数を継続的に測定することなどにより、検挙状況を把握する。 国際犯罪組織の実態解明の状況を把握する。 不法滞在者問題について、不法残留者数及びその検挙件数を継続的に測定することなどにより、その対応状況を把握する。 国内外の関係機関との連携状況を把握する。
	政策評価の結果の概要	来日外国人犯罪の検挙件数、検挙人員は増加し、検挙等を通じて国際犯罪組織の実態を解明した事案もみられた。不法滞在者問題については、不法残留者数が減少するとともにその検挙件数が増加した。また、国内外の関係機関との連携により国際犯罪組織に係る事件の検挙に至った事例もみられるなど国内外の関係機関との連携も進展した。これらのことから、来日外国人犯罪対策は推進されたものと認められる。
	政策評価の結果の政策への反映状況	評価の結果を踏まえ、国際犯罪組織の実態解明や摘発をさらに推進するための経費を概算要求。 ・来日外国人犯罪組織の実態解明・摘発の推進に要する経費 平成19年度概算要求 32百万円(平成18年度予算 40百万円) 評価の結果を踏まえ、国内の関係機関との情報交換を強化するとともに、国外の関係機関との外交ルートやICPOルートを通じた捜査協力を積極的に進めるための機構を要求。 機構要求 国際組織犯罪捜査統括官
基本目標4 安全かつ快適な交通を確保する		
20	業績目標 (評価期間)	1 交通安全教育及び交通安全活動の推進(5年間:平成13年から17年まで)
	業績指標	参加・体験・実践型の交通安全教育の実施状況を把握する。 高齢者に対する交通安全教育の実施状況を把握する。 シートベルトの着用者率を継続的に測定する。 チャイルドシートの使用者率を継続的に測定する。
	政策評価の結果の概要	幼児から高齢者に至るまでを対象として、参加・体験・実践型の交通安全教育を実施しており、また、チャイルドシートの使用者率は60%弱で推移したものの、シートベルトの着用者率及びチャイルドシートの使用者率は増加したことから、交通安全教育及び交通安全活動は推進されたものと認められる。
	政策評価の結果の政策への反映状況	実施した施策に効果が認められることから、今後とも継続することとした。特に、シートベルト(特に後部座席)の着用促進、チャイルドシートの使用者率の更なる向上を図るため、関係機関・団体との連携による普及促進キャンペーン等の広報啓発種別を強化することとした。 評価の結果を踏まえ、参加・体験・実践型の交通安全教育を実施するための経費を概算要求。 ・中・高校生に対する自転車の安全利用に関する教育モデル事業 平成19年度概算要求 :11百万円(新規)
21	業績目標 (評価期間)	2 きめ細かな運転者施策の推進(5年間:平成13年から17年まで)
	業績指標	初心運転者に係る交通事故率を継続的に計測する。
	政策評価の結果の概要	初心運転者に係る交通事故率が減少したことから、きめ細かな運転者施策は推進されたものと認められる。
	政策評価の結果の政策への反映状況	実施した施策に効果が認められることから、今後とも継続することとした。 評価の結果を踏まえ、きめ細かな運転者施策を推進するための経費を概算要求。 ・認知機能低下が認められる高齢免許保有者に対する安全教育の在り方に関する調査研究 平成19年度概算要求 :12百万円(新規)
22	業績目標 (評価期間)	3 交通秩序を確立するための施策の推進(5年間:平成13年から17年まで)
	業績指標	悪質性、危険性の高い違反に起因する交通死亡事故件数を継続的に測定する。 交通死亡事故のうち飲酒運転に係るものの構成率を継続的に測定する。 交通事故鑑定に関する教育・訓練の実施状況を把握する。 捜査支援資機材の整備状況を把握する。
	政策評価の結果の概要	悪質性、危険性の高い違反に起因する交通死亡事故件数が減少するとともに、かかる違反に起因する交通死亡事故件数の全交通死亡事故件数に占める割合も減少した。また、交通死亡事故のうち飲酒運転に係るものの構成率も減少した。さらに、交通事故鑑定に関する教育・訓練を実施し、各種捜査支援資機材を整備した。 これらのことから、交通秩序を確立するための施策は推進されたものと認められる。

	政策評価の結果の政策への反映状況	<p>実施した施策に効果が認められることから、今後も継続して悪質性、危険性及び迷惑性の高い違反に重点を置いた取締りを推進するとともに、交通事故事件に的確に対応するため、交通事故鑑定専科等の教育・訓練を実施することとした。</p> <p>評価の結果を踏まえ、科学的かつ効率的な指導取締りを推進するための経費を概算要求。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・交通事故自動記録装置の整備</li> </ul> <p>平成19年度概算要求 :141百万円 (平成18年度予算 :122百万円)</p>
23	業績目標 (評価期間)	4 暴走族対策の推進 (5年間 :平成13年から17年まで)
	業績指標	<p>暴走族の取締り状況を継続的に把握する。</p> <p>暴走族対策に関する関係機関との連携状況を把握する。</p> <p>暴走族の構成員数を継続的に測定する。</p> <p>暴走族のい集・走行回数等を継続的に測定する。</p> <p>暴走族に関する110番通報件数を継続的に測定する。</p>
	政策評価の結果の概要	<p>暴走族のい集・走行人数に対する検挙割合及び共同危険行為等禁止違反の検挙件数、検挙人員が増加し、暴走族対策に関する関係機関との連携も円滑に行われており、暴走族構成員数、い集・走行回数、参加人員及び参加車両はいずれも大幅に減少した。暴走族に対する110番通報件数も大幅に減少した。</p> <p>これらのことから、暴走族対策は推進されたものと認められる。</p>
	政策評価の結果の政策への反映状況	<p>実施した施策に効果が認められることから、今後も継続して少年対策、暴力団対策部門等各部門が連携した暴走族取締りの推進や各省庁や自治体と連携した総合的な暴走族対策を推進することとした。</p>
24	業績目標 (評価期間)	5 道路交通環境の整備の推進 (5年間 :平成15年度から19年度まで)
	業績指標	<p>社会資本整備重点計画法 (平成15年法律第20号) 第2条第1項に規定する社会資本整備重点計画に定められた重点目標に照らして、交通死傷事故発生件数の抑止、交通の円滑化、二酸化炭素排出量の削減等の交通安全施設の整備による効果を評価する。</p>
	政策評価の結果の概要	<p>平成17年度末時点において、社会資本整備重点計画中の各指標の達成率は約4割から6割となっており、道路交通環境の整備は推進されているものと認められる。</p>
	政策評価の結果の政策への反映状況	<p>評価の結果を踏まえ、道路交通環境の整備を推進するための経費を概算要求。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・特定交通安全施設等整備事業</li> </ul> <p>平成19年度概算要求 :17,945百万円 (平成18年度予算 :15,365百万円)</p>
基本目標5 国の公安を維持する		
25	業績目標 (評価期間)	1 的確な警備措置の推進 (5年間 :平成13年から17年まで)
	業績指標	<p>治安警備及び警衛・警護について、実施件数を継続的に測定すること等により、その実施状況を把握する。</p> <p>重大事案対処に係る内閣官房、内閣府等関係機関との情報交換等連携状況を把握する。</p> <p>重大事案対処に係る各種訓練について、実施件数を継続的に測定すること等により、その実施状況を把握する。</p>
	政策評価の結果の概要	<p>情勢に応じ、治安警備及び警衛・警護、警戒警備、大規模警備並びに災害警備活動を的確に実施した。また、情報交換等関係機関との連携が進展し、重大事案対処に係る各種訓練も実施した。</p> <p>これらのことから、的確な警備措置は推進されたものと認められる。</p>
	政策評価の結果の政策への反映状況	<p>今後とも、情勢に応じた適時・適切な警戒警備、大規模警備、災害警備活動等の実施、関係機関との連携強化、各種訓練の徹底による的確な警備措置を推進することとした。また、これら警備措置や事案対処に当たる部隊等の装備資機材や体制の充実強化を図り、その対処能力の更なる向上に努めることにより、国の公安の維持に万全を期することとした。</p> <p>評価の結果を踏まえ、大規模災害対策用資機材の整備等、的確な警備措置を推進するための経費を概算要求。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成20年に開催予定の主要国首脳会議警戒警備に要する経費</li> </ul> <p>平成19年度概算要求 :12,552百万円 (新規)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・広域緊急援助隊等の災害警備活動服等の整備等</li> </ul> <p>平成19年度概算要求 :161百万円 (平成18年度予算 :99百万円) 等</p> <p>評価の結果を踏まえ、機動隊の緊急事態対処能力等の向上を図るため、定員を要求。</p>

26	業績目標 (評価期間)	2 警備犯罪取締りの推進(5年間:平成13年から17年まで)
	業績指標	警備犯罪について、検挙件数を継続的に測定するなどによりその検挙状況を把握する。 主要警備対象勢力による各種事案への対処の状況を把握する。 入国管理局との合同摘発等関係機関との連携の状況を把握する。
	政策評価の結果の概要	警備犯罪の検挙状況は同水準で推移したが、主要警備対象勢力による警備犯罪の検挙を通じ、これら勢力の活動実態を解明するとともに、「テロ、ゲリラ」事件の未然防止を図った。また、入管法における不法残留罪の送致件数、送致人員及び入管法第65条の適用人員も増加した。さらに、入国管理局との合同摘発等関係機関との連携も進展した。 これらのことから、警備犯罪の取締りは推進されたものと認められる。
	政策評価の結果の政策への反映状況	主要警備対象勢力は、今後も引き続き違法行為を引き起こすおそれがあることから、これら勢力による各種事案に対する的確な対処、関係機関との連携強化等により公安及び国益を害する犯罪の取締りを更に推進することとした。また、「犯罪に強い社会の実現のための行動計画」で定められた政府目標の実現に向けて、入国管理局との合同摘発や集中取締りの積極的な実施、入管法第65条の活用拡大による退去強制の効率化を進めることとした。
基本目標6 犯罪被害者を支援する		
27	業績目標 (評価期間)	被害者支援のための環境整備の推進(5年間:平成13年から17年まで)
	業績指標	犯罪被害給付制度の運用状況を把握する。 指定被害者支援要員の運用状況を把握する。 被害者カウンセリング体制の整備状況を把握する。 被害者用の事情聴取室等二次的被害を回避軽減するための環境の整備状況を把握する。 関係機関・団体等との連携状況を把握する。
	政策評価の結果の概要	犯罪被害給付制度の申請に係る被害者数及び都道府県公安委員会から支給の裁定又は決定を受けた被害者数は増加した。また、指定被害者支援要員数及びその運用件数も増加した。さらに、被害者カウンセリング体制及び二次的被害を回避軽減するための環境の整備も推進され、関係機関・団体等との連携も進展した。 これらのことから、被害者支援のための環境の整備は推進されたものと認められる。
	政策評価の結果の政策への反映状況	犯罪被害者の視点に立って、被害者支援のための環境整備を一層充実、強化することとした。評価の結果を踏まえ、被害者支援のための環境整備の推進のための経費を概算要求。 ・犯罪被害給付金 平成19年度概算要求:1,475百万円(平成18年度予算:1,473百万円) ・カウンセリング専門職員に対する専門研修 平成19年度概算要求:9.4百万円(新規) ・被害者対策用車両 平成19年度概算要求:115百万円(5年計画3年目)58台 ・民間被害者支援団体に対する財政的補助(種別支援、広報啓発、相談業務、直接支援業務) 平成19年度概算要求:211百万円(平成18年度予算:177百万円)
基本目標7 情報セキュリティを確保する		
28	業績目標 (評価期間)	サイバー犯罪、サイバーテロ対策の推進(2年間:平成16年から17年まで)
	業績指標	捜査体制、技術支援体制及び緊急対処体制の整備状況を把握する。 サイバー犯罪について、その検挙件数を継続的に測定するなどにより検挙状況を把握する。 情報セキュリティ水準を向上させるための活動状況を把握する。 不正アクセス等に関する情報の収集・分析活動の状況を把握する。 警察職員に対する研修について、実施回数、内容等からその実施状況を把握する。 諸外国の関係機関、産業界及び重要インフラ事業者等との連携状況を把握する。
	政策評価の結果の概要	捜査体制等の整備が推進され、サイバー犯罪の検挙件数が増加した。また、情報セキュリティ水準を向上させるための活動も推進された。さらに、警察職員に対する研修等を通じて警察の事案対処能力を向上させたほか、諸外国の関係機関、産業界及び重要インフラ事業者等との連携が進展した。 これらのことから、サイバー犯罪、サイバーテロ対策は推進されたものと認められる。

政策評価の結果の政策への反映状況	<p>評価の結果を踏まえ、引き続き捜査体制の整備、警察職員に対する研修、情報技術解析用資機材の充実・強化、フィルタリングの普及に向けた広報啓発活動、サイバーセキュリティ・カレッジの開催、重要インフラ事業者等への個別訪問、諸外国の関係機関との連携等のサイバー犯罪、サイバーテロ対策を推進することとした。</p> <p>評価の結果を踏まえ、サイバー犯罪、サイバーテロ対策を推進するための経費を概算要求。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>不正アクセス取締関係資機材の最新化 平成19年度概算要求 :77百万円 (平成18年度予算 :57百万円)</li> <li>情報技術解析用資機材の充実・強化 平成19年度概算要求 :189百万円 (平成18年度予算 :177百万円)</li> <li>サイバー犯罪対策 (デジタルフォレンジック ( ))用資機材の更新・増強 平成19年度概算要求 :18百万円 (新規) 犯罪の立証のための電磁的記録の解析技術及びその手続</li> <li>「ホットライン」業務の体制強化 平成19年度概算要求 :96百万円 (平成18年度予算 :36百万円)</li> <li>サイバー犯罪捜査情報等共有システムの整備 平成19年度概算要求 :965百万円 (内数) (新規)</li> </ul>
------------------	--

## (2) 総合評価

1	<p>政策の名称</p> <p>政策評価の結果の概要</p> <p>政策評価の結果の政策への反映状況</p>	<p>街頭犯罪 侵入犯罪の発生を抑制するための総合対策の推進</p> <p>街頭犯罪・侵入犯罪の増勢に歯止めを掛け、発生を抑制するという所期の目的は相当程度に達成。</p> <p>ただし、体感治安については、改善の兆しはあるものの、いまだ厳しい状況にあり、国民は、対策の継続を望んでいる。</p> <p>今後は、3年間の経験を踏まえた諸対策の発展を図りつつ、様々な視点から新しい課題に取り組むことが必要。</p> <p>評価の結果を踏まえ、以下を基本的考え方として、今後とも総合対策を推進していくこととした。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>犯罪検挙や職務質問等による犯罪抑制活動を更に強化すること</li> <li>安全・安心なまちづくり等社会全体で役割を分担して行う犯罪抑制活動においても警察が牽引的役割を果たすこと</li> <li>国民の自主防犯活動を促すため、国民に対する犯罪情報発信活動を更に推進すること</li> <li>犯罪発生背景にある諸問題についても分析及び検証を図り、検証結果に基づき、効果的な施策を重点的に選択実施すること</li> </ul>
---	--	---

## (3) 平成17年に評価書を作成したもののうち、平成18年に新たに政策に反映した事項のあるもの ア 事業評価

1	<p>政策の名称</p> <p>政策評価の結果の概要</p>	<p>電話異性紹介営業に係る児童買春の防止のための対策</p> <p>有効性 本政策により、悪質な営業者が排除されるなど業界の改善が進み、電話異性紹介営業に係る児童買春事件が大幅に減少し、電話異性紹介営業が児童買春の温床となっている状況が解消されつつある。</p> <p>電話異性紹介営業に対する需要が出会い系サイトに移ったとの指摘があるが、その影響については十分な分析ができていない。</p> <p>効率性 新たな行政コストの負担はなく、事業者に生じる遵守コストも過大な負担ではない一方、年少者の利用の防止に効果があり、政策の効率性が認められる。</p> <p>今後の課題</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>無店舗型電話異性紹介営業に対する実態把握の強化及び規制の徹底</li> <li>出会い系サイトに係る児童買春の防止</li> </ul>
---	--------------------------------	---



	政策評価の結果の政策への反映状況	<p>平成18年5月、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の一部を改正する法律(平成17年法律第119号)が施行され、性風俗関連特殊営業の届出書を提出する際には、当該営業に関する書類の添付が義務付けられることとなったことから、同制度の的確な運用を推進し、性風俗関連特殊営業の実態把握の強化を図った。また、同法の施行に合わせ、都道府県警察に対し通達を发出して、性風俗関連特殊営業に係る違法行為の取締りを徹底するよう指示し、規制の徹底を図った。</p> <p>出会い系サイトに関しした児童買春の取締りを推進するとともに、被害児童のうち、同サイトへのアクセス手段として携帯電話を使用している割合が高いという状況を踏まえ、関係省庁等と連携した携帯電話へのフィルタリングの普及に向けた広報啓発活動、中学生及び高校生向けのリーフレットの配布等を行った。</p> <p>平成18年末から19年2月にかけて、出会い系サイト業者に対する是正要請として、大手サイト業者に対する掲示板への書き込み等に係る監視体制の強化や児童の利用防止等に係る指導を実施するなど、出会い系サイトに係る児童買春等の防止対策を進めている。</p>
2	政策の名称	飲酒運転対策
	政策評価の結果の概要	<p>有効性 道路交通法の一部を改正する法律(平成13年法律第51号)及び道路交通法施行令の一部を改正する政令(平成14年政令第24号)の施行前後を比較すると、死亡事故に占める飲酒運転事故の割合及び飲酒運転事故の件数が減少しており、効果が認められる。</p> <p>効率性 改正法令の施行等に必要となる行政コストは、施行前に比べて特別な負担の増加は認められず、また飲酒運転は施行前から禁止されており、遵守コストを考慮する必要もない。その一方で、飲酒運転事故による社会的な損失は抑止されており、効率性が認められる。</p> <p>飲酒運転対策は有効性、効率性ともに認められ、飲酒運転の減少、飲酒運転事故の防止、悪質・危険運転者の道路交通の場からの早期排除に寄与するものであったと評価される。</p>
	政策評価の結果の政策への反映状況	<p>実施した施策に効果が認められることから、今後も継続して飲酒運転の厳正な取締り、飲酒運転の危険性についての広報・啓発種別等を推進することとした。</p> <p>飲酒運転の更なる厳罰化等を内容とする道路交通法改正案を第166回通常国会に提出。</p>
3	政策の名称	交通事故自動記録装置の整備
	政策評価の結果の概要	<p>有効性 ・目撃者確保に向けた捜査、複数回にわたる実況見分・取調べ等の捜査を省略できるなど、迅速・的確な事故捜査の推進、捜査員及び当事者の負担軽減の効果が認められる。</p> <p>・客観的な事実認定により被害者等から信頼される捜査の推進が認められる。</p> <p>効率性 ・整備に必要な費用とほぼ同等の効果(省力化された人件費)が発生している。</p> <p>・さらに、裁判期間の短縮等による負担軽減効果、事案の真相解明という社会正義実現等金額に換算できない効果が認められる。</p>
	政策評価の結果の政策への反映状況	<p>評価の結果を踏まえ、継続して交通事故自動記録装置の整備を推進するための経費を概算要求。</p> <p>・交通事故自動記録装置の整備 平成19年度概算要求 :141百万円(平成18年度予算 :122百万円)</p>

## イ 総合評価

1	政策の名称	警察改革の推進
	政策評価の結果の概要	<p>警察改革要綱」に掲げる施策はすべて実行に移されているが、警察改革はまだ道半ばにある。総合評価書において指摘した課題について、改善策を講じ、「警察改革要綱」に掲げる施策の定着とその更なる充実を図り、警察改革を持続的に断行する必要がある。</p>
	政策評価の結果の政策への反映状況	<p>評価の結果を踏まえ、警察改革を持続的に断行し、治安と信頼の回復を図るための指針として、「警察改革の持続的断行について - 治安と信頼の回復に向けて - 」(平成17年12月国家公安委員会(警察庁)を策定した。</p> <p>この指針においては、国家公安委員会及び都道府県公安委員会は、少なくとも、年に1回、指針に掲げられた事項の推進状況や課題、問題点等について検証を行うこととされている。</p> <p>国家公安委員会においては、この指針に基づき、18年8月に指針策定後の主な取組の成果と今後の課題について、検証を行った。</p>